中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）及び地域中小企業知的財産支援力強化事業費補助金に限る。）
産学連携サービス経営人材育成事業費補助金

くは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）及び地域中小企業知的財産支援力強化事業費補助金に限る。）
産学連携サービス経営人材育成事業費補助金

くは一部の取消又は決定の内容若しくはこれに付した条件の変更
十一　法第十条第三項の規定に基づく補助金等の交付
十二　法第十二条の規定に基づく補助事業等の遂行の状況に関する報告の受理
十三　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行の命令
十四　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令
十五　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく補助事業等実績報告書の受理
十六　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知
十七　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令
十八　法第十七条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消
十九　法第十八条第一項及び第二項の規定に基づく補助金等の返還命令
二十　法第二十一条第一項の規定に基づく返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
二十一　法第二十一条の二の規定に基づく理由の提示
二十二　法第二十二条の規定に基づく財産の処分の承認
二十三　法第二十三条第一項の規定に基づく立入検査等